

令和 2 年度原子力規制委員会臨時会議

第 68 回会議議事要旨

令和 3 年 3 月 2 5 日（木）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会臨時会議 第68回会議

令和3年3月25日  
11:00～12:30  
原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題1：放射線審議会委員の選考について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、山田核物質・放射線総括審議官、児嶋総務課長、小野放射線防護グループ放射線防護企画課長、高山放射線防護グループ放射線防護企画課企画官 他

議題2：緊急事態応急対策委員の選考について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、山形緊急事態対策監、山田核物質・放射線総括審議官、児嶋総務課長、古金谷緊急事案対策室長、小野放射線防護グループ放射線防護企画課長 他

議題3：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の選考について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、山形緊急事態対策監、金子長官官房審議官、市村原子力規制部長、児嶋総務課長、森下原子力規制企画課長 他

議題 4 : 九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る審査請求及び執行停止の申立てに対する決定について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、山形緊急事態対策監、市村原子力規制部長、児嶋総務課長、布村参事官、田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、正岡管理官補佐 他

○冒頭、更田委員長から、議題 1、議題 2 及び議題 3 に関し、個人に関する情報及び人事管理に係る情報であり、審議内容、資料に不開示情報が含まれるため、原子力規制委員会議事運営要領第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、非公開で審議を行うことを確認し、出席した全委員が了解した。さらに、資料のうち公開可能なものは、原子力規制委員会ホームページで公開することとした。

○また、議題 4 に関し、原子力規制委員会自らが行った処分の適否及び当不当について審理するという審査請求手続の性質に鑑み、原子力規制委員会議事運営要領第 7 条の規定に基づき、非公開で審議を行うことを確認し、出席した全委員が了解した。

(議題 1：放射線審議会の委員の選考について)

○事務局より、資料 1 に基づき、放射線審議会委員の選考について説明した。

○原子力規制委員会は、事務局からの説明を踏まえ議論を行い、放射線審議会の委員の候補者を選定した。事務局は、これら候補者に対し打診を行い、必要な手続きの準備を進めることの指示を受けた。

(議題 2：緊急事態応急対策委員の選考について)

○事務局より、資料 2 に基づき、緊急事態応急対策委員の選考について説明した。

○原子力規制委員会は、事務局からの説明を踏まえ議論を行い、緊急事態応急対策委員の候補者を選考した。事務局は、これらの候補者に対し打診を行い、必要な手続きの準備を進めることの指示を受けた。

○また、同意いただけた候補者については、今後の原子力規制委員会において、緊急事態応急対策委員としての正式な任命について審議することとした。

(議題 3：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の選考について)

○事務局より、資料 3 に基づき、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の選考について説明した。

○原子力規制委員会は、事務局からの説明を踏まえ議論を行い、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の候補者を選定した。事務局は、これら候補者に対し打診を行い、必要な手続きの準備を進めることの指示を受けた。

○また、同意いただけた候補者については、今後の原子力規制委員会において、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等としての正式な任命について審議することとした。

(議題 4 : 九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可 (3号及び4号発電用原子炉施設の変更) に係る審査請求及び執行停止の申立てに対する決定について)

- 審理官である布村参事官から、資料に基づき、九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可 (3号及び4号発電用原子炉施設の変更) (以下「設置変更許可」という。) に係る審査請求 (以下「設置変更許可審査請求」という。) 及び執行停止の申立て (以下「設置変更許可執行停止申立て」という。) について、説明を行った。
  
- 設置変更許可審査請求につき、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第43条の3の8第1項に基づき処分した設置変更許可に違法性ないし不当性はないことを確認した。
  
- 設置変更許可執行停止申立てにつき、原子力規制委員会は、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められないことを確認した。
  
- 原子力規制委員会は、審理手続きを終結し、審査請求人らにこれを通知することを決定するとともに、設置変更許可審査請求及び設置変更許可執行停止申立てにつき、裁決書案及び決定書案のとおり決定した。

文責：放射線防護企画課 (議題 1)  
緊急事案対策室 (議題 2)  
原子力規制企画課 (議題 3)  
実用炉審査部門 (議題 4)